

つ う し ん ぼ う じ ゅ

通 信 傍 受

って何？

仙台弁護士会は通信傍受法の対象拡大・手続簡略化の法改正に反対します





ひとこと解説

通信傍受とは、電話(メール含む)等を盗聴する捜査です。通信の秘密やプライバシー権を侵害する捜査手法であることから、これまでは、銃器・薬物等の組織的な重大犯罪にしか適用できない法律となっていました。しかし現在、窃盗・詐欺・傷害等の一般的な犯罪にまで適用対象を拡大する法改正が検討されています。



現在、**通信傍受法**（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律）について、対象犯罪を組織的な重大犯罪だけでなく窃盗・詐欺・傷害等の一般的な犯罪にまで拡大し、さらに傍受時の通信事業者の立会を不要とするなど、手続を簡略化する法改正が検討されています。

しかし、通信傍受の本質は盗聴であり、通信の秘密やプライバシー権などの重要な人権を侵害するものです。

罪を犯しておらず、犯罪組織にも関わっていない、ごく普通に暮らしている人々が通信傍受を受ける可能性も大幅に高まります。

いつ、誰との通信を傍受されるかもわからず、安心して電話やメールを使うことができない社会になってしまうかもしれません。

私たち 仙台弁護士会は、国民の自由・人権への配慮を欠いた、通信傍受法の対象拡大・手続簡略化の法改正に反対します。

このリーフレットをお読みになった皆様も、是非、関心をお持ちいただければと思います。

●発行者 **仙台弁護士会**
〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目9番18号
URL <http://senben.org/>

●イラスト・漫画・デザイン **ナコ** <http://nfsn66.net/>